

令和5年度 第2回 各務原市先着順による市有地売払実施要領

1 売払い物件及び予定価格

所在地	登記地目	実測地積 (㎡)	実測地積 (坪)	予定価格 (円)	平米単価 (円)	坪単価 (円)
【2号物件】 各務原市那加昭南町96番1 及び96番3	宅地	151.94	45.96	5,414,533	35,635	117,801

2 買受資格

個人、法人を問いません。住所が各務原市外の方でも申込みできます。ただし、次の各号のいずれかに該当する方（共有名義で申込みする場合は全ての共有者を含む）は買受けすることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号 以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
- (2) 次のいずれかに該当する方で、その事実があった後2年を経過しない方
 - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
 - イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - ウ 落札者が本市と契約を締結すること又は契約者が本市との契約を履行することを妨げた方
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定により、本市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた方
 - オ 正当な理由がなくて本市との契約を履行しなかった方
 - カ 前各号のいずれかに該当する方で、その事実があった後2年を経過しない方を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した方
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号 以下「暴対法」という。）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する方
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号 以下「団体規制法」という。）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

3 契約にあたって付する契約条件

契約締結の日から10年間、暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは団体規制法第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはいけません。条件に違反した場合には、売買代金の3割に相当する金額を、違約金として支払うこととなります。

4 物件の確認

(1) 物件調書の記載事項について

物件調書は物件の概要を把握するための参考資料ですので、申込みを行う前には、必ず申込者ご自身において現地確認した上で、建築基準法、都市計画法、農地法、景観法等の諸規制について、各関係機関に利用計画に見合った使用の可否について十分ご確認ください。また、各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用にあたっては、各事業者と十分協議してください。申込み後に許可が得られない場合又は届出が受理されないことにより契約締結できない場合は違約金が発生します。なお、物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を記載したものであり、現時点で変更されている場合があることをご了承ください。

(2) 現況引渡しについて

売払い物件に越境物がある場合についても現況引渡しとなります。市は越境関係を解消するための交渉や手続きは行いません。また、契約後に越境関係が判明した場合も同様です。なお、申込み受付後に地目変更登記等の土地や建物の表示に関する登記を市では行いません（申込人のご負担となります）のでご了承ください。

(3) 現地確認について

現場説明は実施しませんので事前に必ず現地確認してください。申込み前に地下埋設物又は地盤調査の実施を希望される方は、調査方法等に特に問題がないことが認められれば承認（別途申請が必要）致します。

5 公募期間

(1) 期間 公告日から令和6年5月31日（金）まで

※物件によっては売却中止や期間延長をする場合があります。

(2) 窓口 各務原市役所 企画総務部管財課（本庁舎5階）

※開庁日の午前8時30分から午後5時15分の間受け付けます。

6 必要書類と申込方法

(1) 必ず提出していただく書類

- 市有地売払申込書（別記様式（第6条関係） 以下「申込書」という。）
- 誓約書[様式1]

※ 申込書、誓約書とも実印を押印してください。共有名義で申込みされる場合は「共有者一覧表」を作成し、申込書に添付して割印をしてください。また、各々の持分割合もあわせて記載してください。

(2) 契約手続を代理人に委任する場合に提出していただく書類

- 委任状[様式2]

※ 申込人以外の方が申込人の依頼により、申込人に代わって申込書を持参する場合は、代理人をたてる必要はなく、委任状も必要ありません。

委任状には申込人の実印が押印されている必要があります。また、必ず申込人の印鑑証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）を添付してください。

(3) 申込先

各務原市役所企画総務部管財課

(4) 申込方法

申込書と誓約書及び代理人が手続を行う場合は委任状も併せて持参してください。同じ日に同じ物件の申込みが重なった場合は、先に窓口を持参された申込人との契約を優先します。同着の場合は抽選となります。

7 申込みの無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とします。

- 買受資格を有しない方の申込み
- 虚偽の申込み

8 契約の締結

申込み後おおむね10日後を契約期日とし、契約期日までに申込人の名義で売買契約を締結していただきます。

契約前に、施行令第167条の4第1項に該当しないことを証明できる証明書と住民票（法人の場合は

登記事項証明書）及び印鑑証明書（証明書は全て3ヶ月以内に発行されたもの）を提出していただきます。なお、契約書に貼付する収入印紙代、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、申込人的負担となります。

9 違約金

申込人が、正当な理由がなく契約期日までに契約を締結しないときは、予定価格の100分の5相当額を違約金として各務原市にお支払いいただきます。

10 売買代金の納入方法

売買代金は、売買契約書に指定する期日までに一括納入していただきます。

11 所有権移転等

（1）売買代金が完納された時に所有権が移転するものとし、現状有姿のまま引き渡しがあったものとします。

（2）売買契約締結日から60日を越えない期間に移転登記を行っていただきます。

（3）所有権移転登記については登記簿数量で行います。所有権移転登記に伴う必要経費（登録免許税、司法書士による登記手続き費用を含む）は、すべて申込人的負担となります。また、所有権移転登記後における地目変更等の登記は、市は一切行いませんので、必要に応じて申込人にて行ってください。